

PTA・青少年教育団体共済法施行令の概要

(平成22年政令第257号)

趣旨

PTA・青少年教育団体共済法(※)(平成22年法律第42号)(以下「法」という)の施行に伴い、PTA等が共済事業を実施するにあたり必要な事項について定めたもの

(※) 青少年の健全な育成等に資するため、PTA及び青少年教育団体が、その主催する活動等における青少年等の災害について、共済事業を行うことができることとしたもの

概要

(1) 共済会計の他の会計への資金運用等の禁止の特例に関する事項

法第11条において政令で定めることとされている事項について規定

○ 共済会計から共済事業以外の事業に係る会計への資金運用、共済会計に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業に係る会計に属する資金の調達について、共済事業の健全かつ適切な運営を妨げないものとして行政庁の許可を受けた場合は可能とする

(2) 公益通報者保護法に関する事項

○ PTA・青少年教育団体共済法は、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わるものであることから、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正して、同法を追加する

施行期日

○ 法の施行の日(平成23年1月1日)から施行

※ 法の施行期日: 法の公布の日(平成22年6月2日)から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

PTA・青少年教育団体共済法の施行期日を定める政令の概要

(平成22年政令第256号)

概要

PTA・青少年教育団体共済法(平成22年法律第42号)の施行期日を平成23年1月1日とする